

2018年（平成30年）3月8日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

環境衛生関係営業施設等の監視指導に係るコンピュータ処理について（答申）

2018年（平成30年）2月26日付けで諮問（第910号）された、環境衛生関係営業施設等の監視指導に係るコンピュータ処理について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

2018年（平成30年）6月15日から住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）が施行されることとなり、住宅宿泊事業（旅館業法に規定する営業者以外の者が宿泊料を受けて住宅に人を宿泊させる事業であって、人を宿泊させる日数が1年間で180日を超えないもの）を営む者は、都道府県知事等に届出をする必要がある。

藤沢市では、住宅宿泊事業等関係行政事務の処理を行うことについて神奈川県知事と協議し、住宅宿泊事業法第68条第1項の規定に基づき当該事務を藤沢市で処理することとし、2018年（平成30年）2月11日にその旨を告示した。

この住宅宿泊事業の届出については、「住宅宿泊事業法施行要領（ガイドライン）」（平成29年12月26日通知）において、国がインターネットや総合行政ネットワーク（LGWAN）等を介して運用する「民泊制度運営システム」を利用して行うことが原則である旨が規定されている。

このため、住宅宿泊事業等関係行政事務の処理を行うためには、民泊制度運営システムにログインし、同システム上で当該事業の届出状況の確認、届出施設や届出者の管理運営等を行うことが必須となるため、条例第18条のコンピュータ処理を行うことについて、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に意見を求めるものである。

(2) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理の必要性について

住宅宿泊事業を営もうとする者は、原則、民泊制度運営システムにインターネットを介して接続し、利用者登録、パスワード設定を行い、オンライン上で届出を行う。

自治体行政担当者は、事前に民泊システムを管理する国（観光庁）に利用者登録をし、ログインID及びパスワードの交付を受け、総合行政ネットワーク（LGWAN）経由で民泊制度運営システムに接続し、住宅宿泊事業を営もうとする者からの届出に対する行政側の手続（届出の確認、受理、届出番号の交付等）を行う。

また、住宅宿泊事業を営む者は、民泊制度運営システムにより2箇月ごとに宿泊提供日数等を報告することが義務付けられており、所管行政は、宿泊提供日数が年間180日を超えないよう報告内容の確認や、届出施設や住宅宿泊事業を営む者に対する調査等が必要になる場合等、必要に応じ、民泊制度運営システムにログインし、届出情報を確認する。

以上のことから、住宅宿泊事業等関係行政事務の処理を行うため、コンピュータ処理が必要となる。

イ コンピュータ処理する個人情報

- (ア) 届出者住所、氏名、性別、生年月日、電話番号、ファクシミリ番号、メールアドレス
 - (イ) 法定代理人を要する場合*で法定代理人が個人の場合
法定代理人の住所、氏名、性別、生年月日
 - (ウ) 法定代理人を要する場合*で法定代理人が法人の場合
法定代理人の代表者の性別、生年月日
法定代理人の役員の性別、生年月日
- ※ 法定代理人を要する場合とは、届出者が未成年である場合。（住宅宿泊事業法第3条第2項第3号）

ウ 安全対策について

- (ア) 生活衛生課での安全対策
民泊制度運営システムの利用にあたっては、課内の事務分担により利用登録者となる職員を定め、事前に国に登録し、ID及びパスワードの交付を受け、交付されたID及びパスワードは生活衛生課の利用登録者が管理する。
- (イ) 民泊制度運営システム管理者（観光庁）での安全対策
 - a 民泊制度運営システムは、クラウドサービスを活用し構築される。このクラウドサービス利用において、データセンタに関する不正入館や物理攻撃などのリスクが想定されるが、民泊制度運営システムで保持するデータはすべてデータセンタ内のみで管理し、データセンタ専用設備において多階層のアクセス制御を実施（事前登録、敷地、建物、サーバ前室、サーバ室、ラック）することにより厳重に管理される。
 - b 住宅宿泊事業を営もうとする者はクラウドサービスの基盤上にある民泊制度運営システムに接続し、自治体担当者は安全な通信経路上（総合行政ネットワーク（LGWAN）経由）で民泊制度運営システムに接続し、住宅宿泊事業を営もうとする者からの届出に対する行政側の手続を実施する。

- c 住宅宿泊事業を営む者が接続するクラウドサービス基盤と、自治体担当者が接続する総合行政ネットワーク（LGWAN）は、地方公共団体情報システム機構（J-LIS、ジェイリス）が認可したアプリケーションサービスプロバイダ（ASP）により接続される。民泊制度運営システムで利用するASPサービスは、総合行政ネットワーク（LGWAN）に接続することについて、総合行政ネットワークASP登録及び接続資格審査の上で接続が許可されたものであり、J-LISが定める「総合行政ネットワークASPガイドライン、基本要綱、接続約款」を遵守の上で提供しているサービスである。
- d また、民泊制度運営システム構成における各自治体向けサービス提供については、内閣官房が提供するマイナポータル（子育てワンストップサービス）にて既に稼働実績がある。
- e なお、J-LISは、地方共同法人として2014年（平成26年）4月1日に設立され、マイナンバーカード等の発行及びシステムの運営、住民基本台帳ネットワークシステム等の運営、地方税・地方交付税等の情報処理事務の受託等の実績がある。

(3) 実施時期

2018年（平成30年）3月15日から

(4) 添付書類

- ア 住宅宿泊事業法（平成29年6月16日官報号外第128号）
- イ 住宅宿泊事業届出書（住宅宿泊事業法施行規則第4条関係）
- ウ 住宅宿泊事業法施行要領（ガイドライン）抜粋
- エ 民泊制度運営システムのセキュリティ対策について（平成29年12月26日観光庁観光産業課提供資料）
- オ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、コンピュータ処理を行うことについて、次に述べる理由により審議会の結論のとおり判断をするものである。

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、住宅宿泊事業等関係行政事務の処理を行うためには、民泊制度運営システムにログインし、同システム上で当該事業の届出状況の確認、届出施設や届出者の管理運営等を行うことが必須となることから、コンピュータ処理を行う必要性があるとしている。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性があると認められる。

(2) 安全対策について

実施機関が、2説明要旨(2)ウ(ア)及び(イ)aからeまでに示す安全対策は、次のとおりである。

ア 実施機関の安全対策

課内の事務分担により利用登録者となる職員を定め、事前に国に登録し、ID及びパスワードの交付を受け、交付されたID及びパスワードは生活衛生課の利用登録者が管理する。

イ 民泊制度運営システム管理者（観光庁）の安全対策

(ア) 必要最小限の従事者以外の者によるデータの外部への持出しを防止するための措置 (イ) a

(イ) その他システム管理者における安全対策を高めるための措置 (イ) c

(ウ) 日常的な安全対策 (イ) a

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上